

森 林 第 2 7 1 号  
令和6年5月24日

やまがた森林ノミクス  
森林サービス産業検討会 関係課長 殿

農林水産部森林ノミクス推進課長

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業公募要領（二次公募）  
の制定について（通知）

このことについて、別添のとおり制定・募集開始されましたので、本事業の  
適切かつ円滑な実施に御配慮くださるようお願いいたします。

# 令和6年度山形県森林サービス産業創出事業公募要領（第二次公募）

山形県内で森林サービス産業の創出につながる取組みを支援するため、この公募要領に基づき、次のとおり公募します

## 1 目的

事業者が、森林空間を健康、観光、教育等の分野で活用し、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出に向け、山形県内の森林空間を活用して行う体験型モデルツアーやイベントの新たな取組みを支援します。

## 2 応募者の要件

本事業に応募できる事業者は、企業等の法人、団体又は複数の事業者により構成される共同体で、次の（1）から（5）の要件全てを満たす者とします。なお、共同体で実施する場合は、その中の代表事業者を選定することとします。

- （1）事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること
- （2）団体にあつては、団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ、会計経理が明確であること
- （3）宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- （4）山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- （5）次の①から③までのいずれにも該当しない事業者（共同体で実施の場合はその構成員となる事業者を含む）であること
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
  - ③法人でその役員（団体の場合はその構成員）のうち①又は②に該当する者のあるもの

## 3 公募する事業、補助金額

公募する事業、補助金額については次のとおりです。

公募する事業	補助金額
山形県内の森林空間を活用して実施する体験型モデルツアー又はイベント（以下「モデルツアー等」という。）	①～③のいずれか低い額 （その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる） ①補助対象経費の合計額の1/2に相当する額 ②30万円（補助上限額） ③総事業費から自己収入額（参加者負担金等）を控除した額

※ 既存のツアー及びイベントは、公募の対象外となります。

#### 4 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目的達成に必要な経費とし、次の表のとおりとします。

経費区分	費目	内 容
謝金・旅費	謝金	モデルツアー等実施当日の講師・ガイド等の謝金
	旅費	事業者の打合せやモデルツアー等PR関係旅費、講師・ガイドの旅費
需用費	消耗品費	消耗品
	物品購入費	当事業の実施に最小限必要な単価5万円未満の物品（資材及び機材）の購入費
	印刷製本費	パンフレット・チラシ等の印刷経費
役務費	広告宣伝費	モデルツアー等の広告宣伝費
	傷害保険料	モデルツアー等実施に係る参加者等の傷害保険料
	通信運搬費	郵便料、電話料、物品運送料
使用料・賃借料	使用料・賃借料	器具機械、会場、車両等借上げや物品等使用経費
その他の経費	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ 次に掲げる経費は補助対象経費になりません。

従業員給与、事務所の維持経費、新幹線等の特別料金（グリーン料金等）、交際接待費、手土産代、飲食に係る経費（食材費を含む）、施設整備費、物品購入費（単価5万円未満の物品で、汎用性があり、目的外使用となり得るもの）、備品等購入費（単価5万円以上のもの）その他当事業の実施に関連がない経費

#### 5 応募方法

本事業に応募する場合は、事業計画書等を作成する必要があります。提出書類に必要事項を記入のうえ、メール、郵送又は持参により山形県農林水産部森林ノミクス推進課まで提出してください。持参する場合は、平日（土、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。なお、募集期間最終日の午後5時15分まで到着したものを有効とします。

##### (1) 募集期間

令和6年5月24日（金）から令和6年7月10日（水）まで

##### (2) 提出書類

- ①事業計画書等の提出文書（様式第3号）
- ②事業計画書（様式第1号）
- ③収支予算書（様式第2号）
- ④法人・団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、パンフレット等）
- ⑤法人・団体の構成員名簿

※A4判で作成し、袋とじなど製本はしないでください。

※提出書類は返却しないので、必ず副本を作成して保管してください。

※作成に当たっては、令和6年度山形県森林サービス産業創出事業のご案内（チラシ）及びQ&Aも参照してください。

##### (3) 必要に応じ、応募内容について問合せを行うことがあります。

## 6 公募事業の審査及び採択決定

### (1) 審査内容

山形県農林水産部に設置する山形県森林サービス産業創出事業審査会（以下「審査会」という。）において、次の項目により審査を行います。

#### ①応募者の要件

2に示した要件を満たしているか

#### ②補助対象の要件

3に示した公募する事業、4に示した経費を満たしているか

#### ③事業趣旨への合致性

健康、観光、教育等の分野で森林空間活用が図られているか

#### ④実現性

事業内容、実施体制、実施時期、予算、経費積算、収支見込みが妥当で実現可能であるか

#### ⑤独自性

地域の実情や特性に応じ、創意工夫がみられるか

#### ⑥波及性

地域への波及効果が期待できる事業であるか

#### ⑦継続性

次年度以降の継続的な実施が見込まれる事業であるか

### (2) 審査方法

審査会（7月下旬開催予定）において、提出した事業計画書等について応募者からプレゼンテーション（10分程度）を行っていただきます。プレゼンテーション実施の詳細については県から別途連絡します。

### (3) 審査結果

応募者に対して、事業計画の審査結果（採択又は不採択）を郵送で通知します。なお、結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じられません。

## 7 採択後の手続き

採択通知を受けた事業者は、補助金内示額を踏まえ、指定された期日まで補助金の交付申請の手続きを行ってください。

## 8 事業者の責務

事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金交付要綱を遵守してください。

(1) 事業者は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

(2) 事業者は、事業を実施した最終年度の翌年度から2年間、事業実施後の状況について、毎年度実施評価報告書（様式第4号）を提出する必要があります。

(3) 事業により得られた成果については、県が作成する資料等への掲載や、セミナー等の県事業において事業者から発表していただくことがあります。

また、モデルツアー等実施の際、事業内容を確認するため、県職員等の関係者が同行する場合があります。

## 9 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名を県ホームページ等で公表することがあります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。

## 10 留意事項

本要領に基づく募集は、山形県の令和6年度当初予算が成立することを前提としており、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しません。

## 11 担当窓口（提出先）

山形県農林水産部<sup>モリ</sup>森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話 023-630-2528

※ メールでの応募を希望される場合は、事前にお電話ください。

様式第1号

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業 事業計画書

1 事業実施主体の概要

(ふりがな) 事業実施主体名		(ふりがな) 代表者氏名		設立年	
構成員	人	住所又は主たる活動拠点の 所在地・連絡先	住所		
男	人		連絡先（電話番号等）		
女	人				

2 事業実施主体の活動内容

--

3 事業実施主体の運営体制

--

4 森林空間を活用したモデルツアー、イベントの取組内容について

事業名称			活用分野 (いずれかに○)	健康
				観光
				教育
				その他 ( )
事業実施場所 (利用する森林空間、 施設名、住所等)		開催時期  実施回数		
参加対象 (県内外、年代等)		参加予定人数 (募集人数)		
事業内容				

5 本事業（モデルツアー等）での広告宣伝計画について ※方法（インターネット、SNS等）、対象者を記載すること

--

6 取組みにより期待できる効果（本事業の取組みによる雇用の創出や収入の確保、地域への波及効果等について）

--

7 次年度以降の事業計画（時期、場所、内容等）

--

8 補助事業完了日（予定） 令和 年 月 日

**【記入上の留意点】**

上記様式への記入が困難な場合は、適宜行を増やすなどしてください。

## 様式第2号

## 収 支 予 算 書

《収入》

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
県補助金		
自己収入額		
自己資金		
その他		
計(総収入額)		

《支出》

(単位：円)

区 分	予 算 額		備 考
	補助対 象経費	補助対象 外経費	
謝金・旅費			
需用費			
役務費			
使用料・賃借料			
その他の経費			
計(総事業費)			

- ※ 消費税及び地方消費税額は除いて記載してください。  
備考に積算根拠を記載してください。  
収支精算書には、支出明細書(任意様式)を添付してください。

山形県知事

殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者

(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業計画書の提出について

標記について、令和6年度山形県森林サービス産業創出事業公募要領の5の規定により、  
関係書類を添えて提出します。

担当者

役 職	
氏 名	
電 話	
F A X	
メー ル	

様式第4号

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金に係る事業実施評価報告書

1 事業実施主体名

--

2 事業の目的

--

3 事業の内容

事業実施場所		開催時期	
参加対象 (県内外、年代等)		参加人数	
実施内容			

※ 事業の内容がわかる資料（チラシ、写真等）がある場合は、添付すること。

4 事業の成果

目的の達成状況	
成果に対する評価	

## 5 課題

--

※ 4の達成状況が低調な場合や成果に対する評価が低い場合は、特に詳細に記載すること。

## 6 事業の今後の展開等

--

# 令和6年度 山形県森林サービス産業 創出事業のご案内（二次公募）



山形県は、森林資源のひとつである森林空間と健康、観光、教育等の多様な分野が繋がることにより創出される「森林サービス産業」の創出に向けて、事業者が取り組む県内森林空間での体験型モデルツアーやイベントの実施を支援します。

**募集期間**

**令和6年5月24日(金)～令和6年7月10日(水)**

公募する事業	山形県内の森林空間を活用して新たに企画して実施する体験型モデルツアー又はイベント ※ 既存のツアー及びイベントは対象外となります。
応募者の要件	本事業に応募できる事業者は、 <b>企業等の法人又は団体</b> ①事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること ②団体にあつては、団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ、会計経理が明確であること ③宗教活動や政治活動を目的としていないこと ④山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
補助対象経費	事業の目的達成に必要な次の経費 ・謝金（モデルツアー等実施当日の講師・ガイド等の謝金） ・旅費（打合せやモデルツアー等のPR関係旅費、講師ガイドの旅費） ・需用費（消耗品、当事業実施に最小限必要な5万円以下の資材及び機材の購入費、パンフレット・チラシ等の印刷経費） ・役務費（モデルツアー等の広告宣伝費、モデルツアー等実施に係る参加者等の傷害保険料、郵便料、電話料、物品運送料） ・使用料・賃借料（器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用経費）
補助金の額	補助対象経費の1/2に相当する額又は <b>30万円</b> のいずれか低い額以内 ※ 総事業費から自己収入額（参加者負担金等）を控除した額を超えることはできません。
応募に必要な書類	・事業計画書等の提出文書（公募要領の様式第3号） ・事業計画書（公募要領の様式第1号） ・収支予算書（公募要領の様式第2号） ・法人団体の概要が分かる書類（定款、規約、会則、パンフレット等） ・法人団体の構成員名簿

※ 応募の際は、公募要領及びQ&Aをご確認ください ⇒



# 令和6年度 山形県森林サービス産業創出事業の手続きフロー

<b>事業計画書提出</b> (7月10日まで)	事業者は、事業計画書等を作成し、県に提出します。
<b>審査会の開催</b> (7月下旬予定)	審査会において、事業者は提出した事業計画書によりプレゼンテーションを行います。審査会による審査結果を踏まえ、採択の可否を決定し郵送で通知します。
<b>交付申請</b>	事業の採択・補助金内示の通知を受けてから、速やかに県に交付申請を行います。
<b>交付決定通知</b>	県は、申請者からの交付申請の内容に基づき、交付決定を行います。なお、事業着手は交付決定後となります（交付決定前に事業着手はできません）。
<b>事業の実施</b>	交付決定を受けた事業者は、事業を実施します。 (※) 県アドバイザー等から助言等支援を行います。 (※) 事業者は、事業実施状況（R6.9末現在）の報告を10月15日まで県に提出します。
<b>実績報告提出</b> (事業完了後)	事業者は、事業完了日の30日後の日又は令和7年1月15日（水）の早い日まで、実績報告書を県に提出します。
<b>確認検査</b>	実績報告書の提出後、県は、事業実績、経理状況等について、関係書類等进行检查します。
<b>補助金額の確定</b> <b>補助金の交付</b>	県は、確認検査後、補助金額の確定を行い、事業者に補助金を交付します。（原則精算払いとなります。）

## <お問合せ・事業計画書の提出先>

山形県農林水産部 森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁9階） TEL:023-630-2528

(※) 公募の詳細や応募様式については、県のホームページでご覧いただけます。

山形県森林サービス産業 🔍